

○奈良女子大学における連携開設科目の取扱規程

(令和4年4月1日女子大規程第16号)

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良女子大学大学学則(以下、「学則」という。)第64条の規定に基づき、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第19条の2に規定する他大学等における開設科目を自ら開設したものとみなす連携開設科目について、必要な事項を定めるものとする。

(他大学等)

第2条 前条の他大学等における開設科目は、奈良教育大学が開設する科目とする。

(情報の公表)

第3条 連携開設科目に係る次の事項を公表するものとする。

- (1) 授業科目、授業の方法及び内容並びに授業計画に関すること
- (2) 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関すること
- (3) その他

(単位の認定)

第4条 大学は、学生が連携開設科目の履修により修得した単位を、本学において修得した単位に含むこととする。

2 前項において修得した単位は、卒業要件として修得する場合には、30単位を上限とする。

3 前項により修得した単位は、学則第65条、第66条及び第67条に規定する60単位には含めない。

第5条 学部は、前条第2項の範囲内において、学部等の学位授与の方針に基づき、履修及び単位認定の条件等を学部規程等により定めることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、各学部規程に定める教養科目群に限定して適用する。

令和4年度連携開設科目実施要領

(目的)

第1 奈良女子大学及び奈良教育大学における連携開設科目の取扱規程（以下、「取扱規程」という。）に基づき、年度ごとに実施の詳細を定める。

(連携開設科目)

第2 連携開設科目となる授業科目は、大学ごとに別紙1及び別紙2のとおりとする。

2 授業科目は、年度途中で臨時に開講することがある。

(実施方法)

第3 奈良女子大学が開設する科目は、遠隔により授業を提供する。奈良教育大学が開設する科目は、遠隔又は対面で授業を提供する。

(学生への周知)

第4 履修できる授業及び履修方法等について、双方の大学の責任において、自大学の学生に周知し、履修指導を行う。

(履修登録)

第5 登録時期及び手段については、学年暦及びガイダンスでの周知を行う。

2 授業科目は、必要に応じて受講者数の制限を行うこととする。

(成績評価)

第6 双方の大学の授業担当者は、自大学の評価基準に基づき素点をもって評価を行う。

(その他)

第7 この要領に関する事項に変更が生じる場合は、教育計画室での検討を経て、奈良教育大学との協議の上、実施する。

別紙 1

【奈良女子大学】

前期

曜日	時限	授業科目名	担当教員	単位	区分
火	7・8	政治学	<安善姫>	2	生活と社会
火	7・8	ジェンダー生理学	<島本太香子>	2	人間と自然
水	3・4	生活と色彩	<北口紗織>	2	人間と自然
木	7・8	日本の言語と文学	尾山慎	2	人間と文化

後期

曜日	時限	授業科目名	担当教員	単位	区分
月	3・4	生活の中の物理学	吉岡英生・蜂谷崇	2	人間と自然
月	3・4	人体科学	芝崎学・中田大貴・ 大高千明	2	人間と自然
月	5・6	西洋の美と芸術	<宇埜直子>	2	人間と文化
月	5・6	国際関係論	<戸田真紀子>	2	生活と社会
火	5・6	ベトナムの言語と文化(A)	<平野綾香>	2	人間と文化
水	5・6	数学入門	小林毅	2	人間と自然
水	9・10	固体地球環境学入門	<金幸隆>	2	人間と自然
木	1・2	日本国憲法(B)	<中里見博>	2	生活と社会
金	5・6	科学史	<杉本舞>	2	人間と自然

別紙2

【奈良教育大学】

前期

曜日	時限	授業科目名	担当教員	単位	区分
火	1・2	フィールドワークで地域に学ぶ	河本大地	2	社会と文化
火	3・4	コミュニケーションワークショップ	中山留美子	2	人間と科学

後期

曜日	時限	授業科目名	担当教員	単位	区分
火	3・4	仮名書道と実用書	北山聡佳	2	社会と文化
火	3・4	奈良と文学	〈米田猛〉	2	社会と文化
金	1・2	Science Lesson in English	森本弘一	2	人間と科学
火	3・4	教師力ケースメソッド	〈柿本篤子〉	2	教育とキャリア